

船舶事故調査報告書

平成23年4月14日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 石川 敏 行

事故種類	乗揚
発生日時	平成22年1月16日 05時30分ごろ
発生場所	北海道小樽市石狩湾港 ^{いしかり} 石狩湾港北防波堤北灯台から真方位170° 1,920m付近 (概位 北緯43° 12.7′ 東経141° 17.6′)
事故調査の経過	平成22年1月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	セメントタンカー 第五芙蓉丸 ^{ふよう} 、3,568トン 134331、新和内航海運株式会社（船舶所有者及び運航者）、株式会社二丈海運（船舶借入人） 98.02m×16.00m×8.50m、鋼 ディーゼル機関、2,721kW、平成5年9月
乗組員等に関する情報	船長 男性 42歳 三級海技士（航海） 免許年月日 平成18年3月17日 免状交付年月日 平成18年3月17日 免状有効期間満了日 平成23年3月16日
死傷者等	なし
損傷	中央部船底外板に凹損、右舷ビルジキールに曲損、プロペラ翼2翼に曲損
事故等の経過	本船は、船長ほか10人が乗り組み、セメント1,700tを積載して荒天避難のため、石狩湾港中央ふ頭北西岸沖約300mの水深約8m、底質細砂のところ左舷錨を投下し、錨鎖を4節伸ばして錨泊を始めたが、その後、平成22年1月16日05時30分ごろ同ふ頭北西岸沖約100mの浅所に走錨して乗り揚げた。 船長は、自室で仮眠中、船体の異常音で目が覚め、昇橋して本船の乗揚げを知った。 本船は、08時20分ごろ来援した引船に引きおろされ、石狩湾港中央ふ頭に着岸した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 7、視界 良好 海象：うねり 約1m、潮高 15cm
その他の事項	本船には、水深及び風速などに応じた錨鎖の伸出量、錨泊法及び錨泊当直体制の指針を示す守錨基準がなかった。 平成22年1月16日00時00分から05時30分までの間における風は、風向が西北西～北西で、風速約7～約10m/s及び最大風速約12

	<p>～約17m/sであった。</p> <p>本事故当時、本船は、船橋が無人状態であり、船首喫水が約4.6m、船尾喫水が約5.9mであった。</p> <p>石狩湾港は、石狩湾に面して造成された掘込式港湾で、中央ふ頭の北西方約1,100mのところ北防波堤が築造されており、その間に港奥への航路が設けられていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、石狩湾港において、最大風速約12～約17m/sの西北西～北西の風が吹く状況下、中央ふ頭北西岸沖において錨泊中、錨泊した水域、気象状況、錨鎖伸出量などから、適切な錨泊法を講じていなかったため、走錨して浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>本船に当直体制などを含めた守錨基準がなかったことが、適切な錨泊法でなかったことに関与した可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、本事故当時、船橋が無人状態であったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、最大風速約12～約17m/sの西北西～北西の風が吹く状況下、本船が、石狩湾港において錨泊中、適切な錨泊法を講じていなかったため、走錨して錨地付近の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	